



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

845	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)..... 2
846	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)..... 3
847	〃	(〃)..... 3
848	〃	(〃)..... 4
849	〃	(〃)..... 4
850	〃	(〃)..... 4
851	〃	(〃)..... 5
852	〃	(〃)..... 5
853	〃	(〃)..... 5
854	〃	(〃)..... 6
855	〃	(〃)..... 6
856	〃	(〃)..... 7
857	〃	(〃)..... 7
858	〃	(〃)..... 7
859	〃	(〃)..... 8
860	〃	(〃)..... 8
861	〃	(〃)..... 8
862	〃	(〃)..... 9
863	〃	(〃)..... 9
864	〃	(〃)..... 9
865	〃	(〃)..... 10
866	〃	(〃)..... 10
867	〃	(〃)..... 11
868	〃	(〃)..... 11
869	〃	(〃)..... 11
870	〃	(〃)..... 12
871	〃	(〃)..... 12
872	〃	(〃)..... 12
873	〃	(〃)..... 13
874	〃	(〃)..... 13
875	〃	(〃)..... 14
876	道路の区域変更	(道路保全課)..... 14
877	〃	(〃)..... 14
878	道路の供用開始	(〃)..... 15
879	道路の区域変更	(〃)..... 15
880	道路の供用開始	(〃)..... 15

881 道路の区域変更	(〃)..... 16
882 道路の供用開始	(〃)..... 16
883 統合監視カメラシステム構築業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(河川課)..... 16

○ 公告

入札公告	(河川課)..... 18
〃	(総務事務集中課)..... 21

告 示

和歌山県告示第845号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)エバグリーン徳田店
和歌山県有田郡有田川町大字徳田535番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年3月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,375㎡
- 6 駐車場の収容台数
52台
- 7 駐輪場の収容台数
14台
- 8 荷さばき施設の面積
32.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
6.8㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時50分

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

2か所（敷地北東側、敷地北西側）

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

令和3年7月28日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355番1）

有田川町産業振興部産業課（有田郡有田川町大字中井原136番2）

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年8月20日から同年12月20日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第846号

和歌山県和歌山市紀三井寺の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

- 2 調査を行った時期

平成31年4月1日から令和3年2月2日まで

- 3 成果の名称

和歌山県和歌山市紀三井寺の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市紀三井寺の一部地区

- 5 認証年月日

令和3年8月10日

和歌山県告示第847号

和歌山県和歌山市加納の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

- 2 調査を行った時期

平成31年4月1日から令和3年1月28日まで

- 3 成果の名称

和歌山県和歌山市加納の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市加納の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日
-

和歌山県告示第848号

和歌山県橋本市南馬場の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成30年2月15日から令和2年10月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市南馬場の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市南馬場の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日
-

和歌山県告示第849号

和歌山県橋本市学文路の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和2年10月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市学文路の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市学文路の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日
-

和歌山県告示第850号

和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市

- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年3月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第851号

和歌山県新宮市熊野川町上長井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月25日から令和2年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市熊野川町上長井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市熊野川町上長井の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第852号

和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から令和2年12月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第853号

和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和2年12月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町野田原の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第854号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字広浦の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和3年2月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字広浦の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字広浦の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第855号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園新子・花園梁瀬の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和3年2月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園新子・花園梁瀬の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園新子・花園梁瀬の各一部地区

5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第856号

和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第857号

和歌山県日高郡日高川町大字若野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成31年3月6日から令和3年3月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字若野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字若野の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第858号

和歌山県日高郡日高川町大字江川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成31年3月6日から令和3年3月1日まで

- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字江川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字江川の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第859号

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成31年3月6日から令和3年3月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第860号

和歌山県西牟婁郡白浜町大の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月3日から令和3年1月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町大の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町大の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第861号

和歌山県西牟婁郡白浜町宇津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月2日から令和3年1月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町宇津木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町宇津木の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第862号

和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第863号

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第864号

和歌山県紀の川市桃山町善田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和3年3月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市桃山町善田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市桃山町善田の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第865号

和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第866号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年3月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区

5 認証年月日

令和3年8月10日

和歌山県告示第867号

和歌山県日高郡日高川町大字和佐（下）の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成31年3月6日から令和3年3月5日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字和佐（下）の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字和佐（下）の一部地区

5 認証年月日

令和3年8月10日

和歌山県告示第868号

和歌山県日高郡日高川町大字和佐（上）の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成31年3月6日から令和3年3月26日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字和佐（上）の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字和佐（上）の一部地区

5 認証年月日

令和3年8月10日

和歌山県告示第869号

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成31年3月6日から令和3年3月12日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字初湯川の一部地区

5 認証年月日

令和3年8月10日

和歌山県告示第870号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

平成30年4月3日から令和3年2月23日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区

5 認証年月日

令和3年8月10日

和歌山県告示第871号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町

2 調査を行った時期

平成31年4月2日から令和3年2月23日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区

5 認証年月日

令和3年8月10日

和歌山県告示第872号

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180

号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成31年3月6日から令和3年1月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第873号

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成31年3月6日から令和3年1月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第874号

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区
- 5 認証年月日

令和3年8月10日

和歌山県告示第875号

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区
- 5 認証年月日
令和3年8月10日

和歌山県告示第876号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山打田線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市清水字千代369番4地先から同市清水字太刀焼439番1地先まで	旧	9.67 } 11.50	126.51	
同上	新	9.67 } 12.61	126.51	

和歌山県告示第877号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字上津木字前田 羅496番1地先から同町大字上津 木字的場665番4地先まで	旧	5.77 } 56.32	593.02	
同上	新	5.77 } 44.88	593.02	

和歌山県告示第878号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 有田郡広川町大字上津木字前田羅496番1地先から同町大字上津木字的場665番4地先まで

供用開始の期日 令和3年8月20日

和歌山県告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字上津木字柳淵 851番9地先から同町大字上津木 字清水924番2地先まで	旧	10.23 } 30.48	479.97	
同上	新	10.23 } 24.25	479.97	

和歌山県告示第880号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 有田郡広川町大字上津木字柳渕851番9地先から同町大字上津木字清水924番2地先まで

供用開始の期日 令和3年8月20日

和歌山県告示第881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字上津木字清水938番4地先から同町大字上津木字清水948番5地先まで	旧	9.67 } 26.52	158.95	
同上	新	9.67 } 18.02	158.95	

和歌山県告示第882号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 有田郡広川町大字上津木字清水938番4地先から同町大字上津木字清水948番5地先まで

供用開始の期日 令和3年8月20日

和歌山県告示第883号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、統合監視カメラシステム構築業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

統合監視カメラシステム構築業務

(2) 契約期間

契約締結の日から182日間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについても（1）に掲げる条件を満たす者であること。

(3) 過去10年間に於いて、統合監視カメラシステム構築業務と種類をほぼ同じくする契約を地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と締結し、かつ、これを誠実に履行した者であること。

(4) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、登記事項証明書

キ 個人にあっては、住民票

ク 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

シ 2の（3）に掲げる要件を満たしていることを証する契約書等（業務名、業務期間、発注者及び受託者を確認できる部分並びに業務内容を確認できる書面）の写し

ス 作業実施計画書

セ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからコまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和3年8月20日（金）から同年9月13日（月）までの和歌山県

の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年9月2日（木）午前9時から同月6日（月）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年9月2日（木）から同月13日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、必ず簡易書留とすること。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3130

ファクシミリ番号 073-433-2147

電子メールアドレス e0804001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和3年9月28日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和3年10月12日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和3年10月15日（金）までに書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

統合監視カメラシステム構築業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度

(2) 業務の名称

統合監視カメラシステム構築業務

(3) 業務の内容

統合監視カメラシステム構築業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (4) 契約期間
契約締結の日から182日間
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
令和3年和歌山県告示第883号に規定する統合監視カメラシステム構築業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館8階
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課
 - (2) 期間
令和3年8月20日（金）から同年9月13日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで
- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
 - (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、令和3年9月2日（木）午前9時から同月6日（月）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 入札執行の場所及び日時等
 - (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 会議室401
 - イ 入札日時
令和3年9月29日（水）午前11時
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で令和3年9月29日（水）午前9時30分までに和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載す

ること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3130（直通）

ファクシミリ番号 073-433-2147

電子メールアドレス e0804001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of Surveillance Camera System

(2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 29 September 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 29 September 2021)

(3) Contact point for the notice :

River Division, River and Sewerage Bureau, Prefectural Land Development Department,
Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3130

FAX 073-433-2147

e-mail e0804001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年8月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和3年度 調達案件番号20210061782号

(2) 調達案件名

和歌山県議会委員会室音響設備更新

(3) 調達物品の名称及び数量

和歌山県議会委員会室音響設備更新 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

令和4年3月31日（木）

(6) 納入場所

和歌山県庁北別館2階 予算決算特別委員会室及び大会議室

和歌山県庁北別館4階 議会運営委員会室及び第1委員会室から第6委員会室まで

(和歌山市小松原通一丁目1番地)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「通信用機械器具」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和3年8月20日（金）から同年9月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

令和3年10月1日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年9月30日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和3年9月30日（木）午前9時から同年10月1日（金）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)と同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2293

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Renewal of the sound facilities of the committee room of Wakayama Prefectural Assembly :
1 set
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. 1 October 2021 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 30 September 2021)
- (3) Contact point for the notice :
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2293
FAX 073-441-2288